

議案第 1 1 8 号

東近江市工場等立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市工場等立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市工場等立地促進条例の一部を改正する条例

東近江市工場等立地促進条例（平成18年東近江市条例第51号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東近江市工場等立地及び雇用促進条例

第1条中「この条例は」の次に「、東近江市内の雇用及び定住の促進を図るため」を加え、「に対して、奨励措置」を「及び市内居住者の新たな雇用を行う市内事業者に対して助成措置」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 工場等 事業の用に供する施設であつて、地方税法（昭和25年法律第26号）第341条第1号に規定する固定資産であるものをいう。

第2条第4号中「事業者」の次に「(以下「既存事業者」という。)」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、宿泊業については、従前に比べて客室の数又は収容人員の数が増加するものをいう。

第2条第6号中「、工場等の立地に伴い」を削り、「第5条」を「第7条」に、「年度」を「前年度」に改め、「おいて」の次に「市内の工場等に」を、「限る。）」の次に「又は市内の工場等への転勤等により市内に住民基本台帳法に基づく登録をした者」を加え、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に、次の1号を加える。

(6) 市内事業者 新設若しくは増設を行う事業者又は現に市内に工場等を有している事業者をいう。

第3条第1項中「奨励措置」を「立地促進奨励金」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、対象事業者の分類は統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に基づく。

第3条第1項の表中「又は研究機関」を「、研究機関又は宿泊業」に改め、同条第2項を削る。

第4条を次のように改める。

(公害の防止等)

第4条 立地促進奨励金を受けようとする事業者は、公害防止等に関する関係法令の規定を遵守しなければならない。

第14条を第16条とし、第10条から第13条までを2条ずつ繰り下げる。

第9条第1号中「第5条第4項又は第7条第3項」を「第7条第4項又は第9条第3項」に改め、同条を第11条とする。

第8条第1号中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第7条を第9条とする。

第6条第1項中「工場等立地促進奨励金及び雇用促進奨励金（以下「奨励金」と総称する。）」を「奨励金」に改め、同条第2項中「奨励金」を「立地促進奨励金」に改め、同条第3項中「工場等立地促進奨励金」を「立地促進奨励金」に改め、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第5項中「、指定工場等において、次に掲げる新規雇用を行った指定事業者を対象に交付するものとし、その額は」を削り、「新規雇用者1人につき」の次に「1年度」を加え、同項の表を削り、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 雇用促進奨励金の交付期間は前条第2項の規定による指定をした日の翌年度から3年度とする。

第6条を第8条とする。

第5条第1項中「奨励措置」を「奨励金」に改め、同条第2項中「申請者を奨励措置」を「申請者を奨励金」に、「奨励措置の対象」を「立地促進奨励金の対象」に改め、同条第3項中「第9条」を「第11条」に改め、同条を第7条とする。

第4条の次に次の2条を加える。

（雇用促進奨励金の対象事業者）

第5条 この条例による雇用促進奨励金の対象となる事業者は、市内事業者で次に掲げる要件を満たすものとする。

対象事業者		新規雇用者の数
中小企業者以外の事業者	新設事業者	20人以上
	新設以外の事業者	10人以上
中小企業者	新設する事業者	10人以上
	新設以外の事業者	5人以上

（対象除外）

第6条 第3条及び前条の規定にかかわらず、市町村税等を滞納している事業者は、立地促進奨励金及び雇用促進奨励金（以下「奨励金」と総称する。）の対象としないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、雇用奨励金は同日以後に新規雇用した者

に適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に指定を受けた事業者に対する奨励金については、なお従前の例による。